様式第１８

納付金単価算定根拠資料届出書

平成　　年　　月　　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）

届出者　住　所　（〒　　）

（ふりがな）

氏　名

印

（法人にあっては名称及び代表者の役職・氏名）

事業者番号

（電力広域的運営推進機関から発行された事業者コード（頭４桁）を記入すること）

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則附則第１５条の規定により、次のとおり納付金単価算定根拠資料を届け出ます。

事業者種別 □

下記種別から選択し、記号を記入すること。
１：小売電気事業者、２：一般送配電事業者、３：登録特定送配電事業者

届　出　内　容		備考
１．特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気の総量（kWh）（注１）		
２．特定契約に基づき調達した再生可能エネルギーの設備の区分等ごとの再生可能エネルギー電気の量（kWh）（注２）		
①太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のもの（②を除く）		
②太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のもの（自家発電設備等を併設するものに限る。）		
③太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの		
④風力発電設備であって、その出力が二十キロワット未満のもの		
⑤風力発電設備であって、その出力が二十キロワット以上のもの		
⑥洋上風力発電設備		
⑦水力発電設備であって、その出力が二百キロワット未満のもの		
⑧特定水力発電設備であって、その出力が二百キロワット未満のもの		
⑨水力発電設備であって、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの		
⑩特定水力発電設備であって、その出力が二百キロワット以上千キロワット未満のもの		
⑪水力発電設備であって、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの		
⑫特定水力発電設備であって、その出力が千キロワット以上三万キロワット未満のもの		
⑬地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット未満のもの		
⑭地熱発電設備であって、その出力が一万五千キロワット以上のもの		
⑮バイオマスを発酵させることによって得られるメタンを電気に変換する設備		
⑯森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（⑮及び一般廃棄物発電設備を除く。）であって、その出力が二千キロワット未満のもの		
⑰森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く。）を電気に変換する設備（⑮及び一般廃棄物発電設備を除く。）であって、その出力が二千キロワット以上のもの		